

箕面市立霊園一般区画墓地 募集案内

申込期間

令和5年 10月16日(月)から11月15日(水)まで

現地説明会

① 10月22日(日) ② 11月7日(火)
※ 参加自由
いずれも 午前10時から 会場:市立聖苑

1. 箕面市立霊園

所在地	箕面市半町四丁目 728 番地(箕面市立聖苑南隣)
交通機関	阪急電車箕面線「桜井」駅下車、南へ約 800 メートル(国道 171 号半町交差点南へ約 250m)、徒歩約 15 分 阪急バス「半町」バス停下車、約 300 メートル(国道 171 号半町交差点南へ約 250m)、徒歩約 5 分
主な設備	駐車場(約 40 台)トイレ、水汲場
開園時間	午前 7 時から午後 5 時 30 分まで(年中開園。参拝、見学自由)

2. 申込資格

- 10月16日現在で市内に住所を有するかたで、親族又は自己の焼骨を埋葬しようとするかた
- 使用許可後2年以内に墓石を建てること(建立できなかった場合、使用許可を取り消します)

3. 申込区分と使用料

- 2㎡型 9区画 永代使用料 1,219,200 円
(墓地使用料 1,008,000 円、維持管理使用料 211,200 円)
- 3㎡型 4区画 永代使用料 1,828,800 円
(墓地使用料 1,512,000 円、維持管理使用料 316,800 円)
- 4㎡型 3区画 永代使用料 2,438,400 円
(墓地使用料 2,016,000 円、維持管理使用料 422,400 円)
- ※ 16区画の内、6区画は既に自宅に親族の焼骨を保管し、埋蔵先を持っていないかたのみとし、お申込み時には焼骨の火葬許可証の提示が必要となります。

注1)維持管理使用料には、消費税を含みます。

注2)いずれの区画においても、年間管理料はいただきません。

4. 申込方法等

申込の方法	<p>直接下記受付場所へ次のものをご提出ください。(郵送不可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・箕面市立霊園一般区画墓地使用申込書 ・84円切手を貼った<定型>長形3号の返信用封筒 (抽選結果通知書送付用)
申込の受付	<ul style="list-style-type: none"> ・受付場所:市立聖苑 ・受付時間:午前9時から午後5時まで ※その場で受付番号を記載した申込書の写しをお渡しします。 使用予定者が決定するまで大切に保管してください。 ※途中で申込み受付状況を市立聖苑管理事務所及び市立聖苑ホームページにて公表します。(毎週月曜日に公表予定)
公開抽選会	<p>11月17日(金)午前10時から 会場:市立聖苑 (参加自由)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用予定者は1区画につき1世帯です。複数の申込があった区画は、抽選により使用予定者と補欠者1名を決定します。 ・抽選結果は、全申込者に通知するとともに、市立聖苑ホームページ(https://minoseien.wixsite.com/minohseien)でもお知らせします。

注1) 必ず現地確認のうえお申込みください。

注2) 抽選により使用予定者となったかたには住民票を提出いただき、10月16日時点の世帯状況を確認します。重複申込が明らかになった場合は、すべての申込を無効とします。

5. 注意事項

- 使用申込者が使用予定者となります。指定管理者の許可なく使用权を譲渡し、または転貸することはできません。
- 使用許可を受けたかたの親族の焼骨以外のものを埋葬することはできません。
- 使用区画が不要となったときは、使用者の負担で原状に復した上で返還していただきますが、納めていただいた永代使用料は返還しません。ただし、使用許可を受けた日から2年以内に未使用のまま使用区画を返還された場合は、既納の永代使用料のうち、墓地使用料のみ6割相当額をお返しします。(維持管理使用料はお返しできません。)

6. 問い合わせ先

■ 箕面市立聖苑

箕面市半町4丁目6番32号
電話 072-720-7980



QRコード

<https://minoseien.wixsite.com/minohseien>

■ 箕面市役所 市民部 市民サービス政策室

箕面市西小路4丁目6番1号
市役所別館1階12番窓口
電話 072-724-6717



箕面市立霊園一般区画墓地使用申込書

箕面市立聖苑・市立霊園指定管理者 宛

申込日:令和 年 月 日

箕面市立霊園の一般区画墓地の使用について、下記のとおり申し込みます。

使用申込者	ふりがな	
	氏名	
	住所	〒 -
	電話番号	
募集番号		

- ※ 住所、氏名は区画墓地を使用される方の氏名と住所(住民登録上の住所)をお書きください。
- ※ 連絡先は、自宅または携帯電話のいずれか、日常よく連絡のとれる電話番号をお書きください。
- ※ 個人情報は、今回の使用者募集の業務以外には使用いたしません。

■申込区分

募集番号	面積	募集区画数
ア①ウ②エ③オ④カ⑤キ⑥	2㎡	9区画
ク⑦ケ⑧	3㎡	4区画
コ⑨	4㎡	3区画

※募集番号①②③④⑤⑥の6区画は既に自宅に親族の焼骨を保管し、埋蔵先を持っていないかたのみとし、お申込み時には焼骨の火葬許可証の提示が必要となります。

■ご注意

- ・ 申込できる区画数は1世帯につき1区画です。必ず現地で場所を確認のうえ、希望する区画を一つ選択してお申込みください。なお、同一世帯のかたと重複した申込が明らかになった場合は、すべての申込を無効とします。
- ・ 申込後に名義の変更をすることはできません。
(ただし、使用権の承継に伴う変更は除きます。)

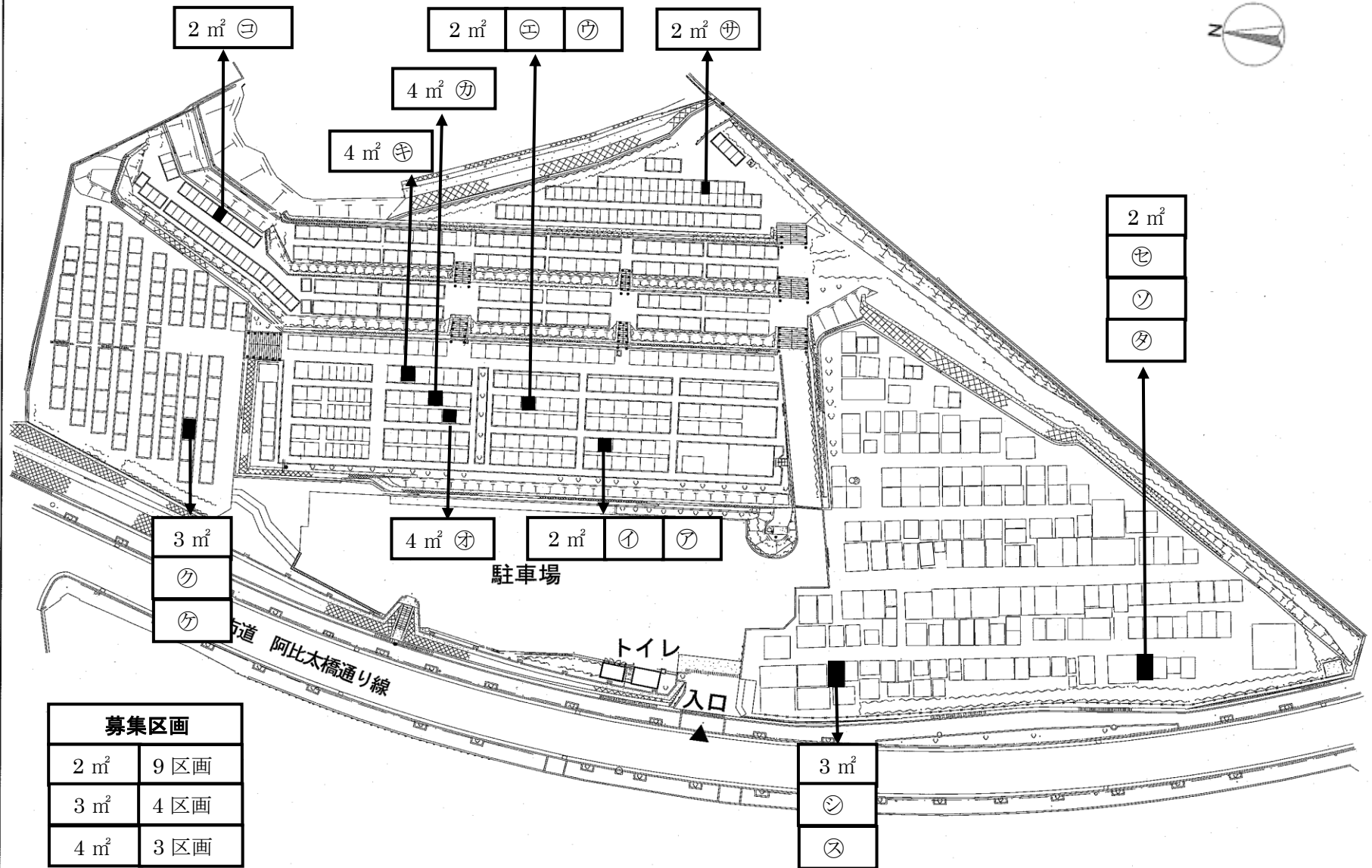
※申し込み時点では、この申込書と84円切手を貼った返信用封筒(返信先のご住所、お名前を記載した<定型>長形3号の封筒)を提出してください。

※使用予定者に決定後、住民票等の必要書類を提出していただきます。

以下、箕面市記入

	受付番号(抽選番号)	抽選結果
		当・落

箕面市立霊園一般区画墓地使用者募集箇所図



募集区画	
2 m ²	9 区画
3 m ²	4 区画
4 m ²	3 区画

募集番号

ア イ

面積

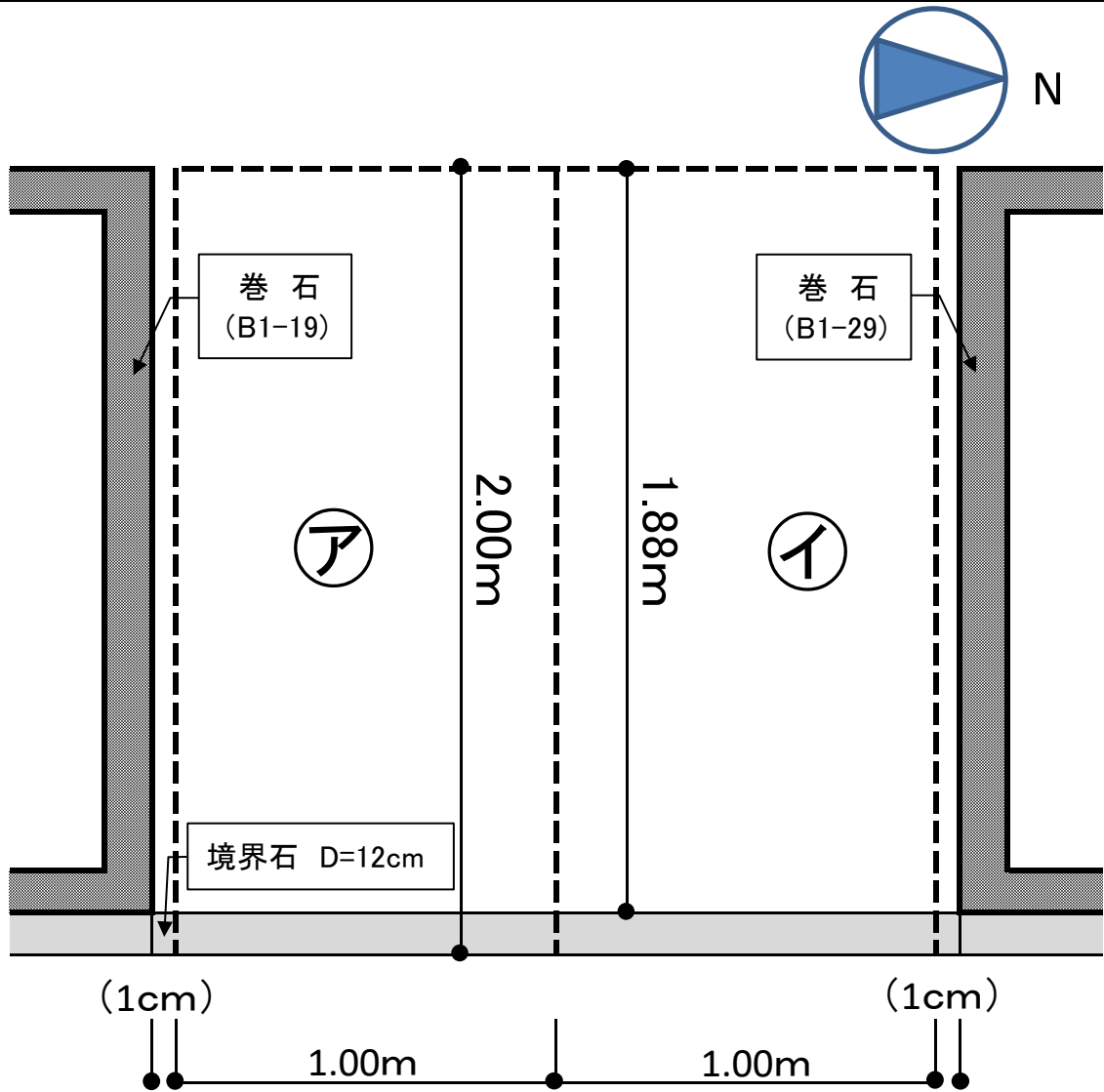
2m²

区画名

ア B1-24-1

イ B1-24-2

略図



面積等

面積表				
許可サイズ(m)	幅	1.00	許可面積(m ²)	2.0
	奥行き	2.00		
専用サイズ(m)	幅	1.00	専用面積(m ²)	1.9
	奥行き	1.88		

工作物設置の条件

- (1) 市が設置している境界石の内側に工作物を設置してください。
また、ア、イ区画の間にそれぞれ0.5cmの間隔をあけてください。
- (2) 墓石の向きは東向きとしてください。
- (3) 面積は、小数点第2位を四捨五入して表示しています。
- (4) 募集番号イは自宅に親族の焼骨を保管し、埋蔵先を持っていないかたのみとし、
お申込み時には火葬許可証の提示が必要となります。

募集番号

㊦㊧

面積

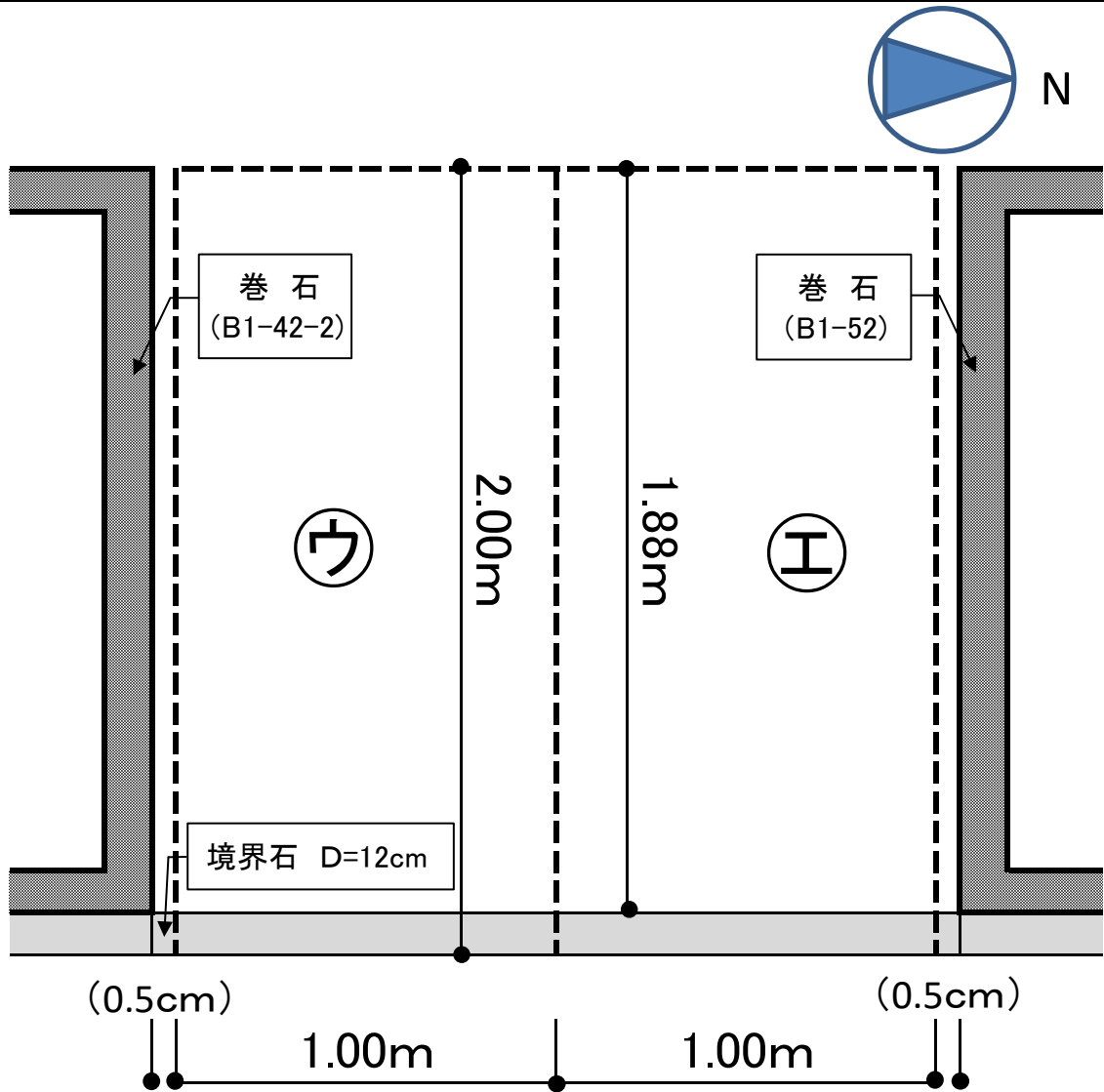
2㎡

区画名

㊦B1-47-1

㊧B1-47-2

略図



面積等

面積表				
許可サイズ(m)	幅	1.00	許可面積(㎡)	2.0
	奥行き	2.00		
専用サイズ(m)	幅	1.00	専用面積(㎡)	1.9
	奥行き	1.88		

工作物設置の条件

- (1) 市が設置している境界石の内側に工作物を設置してください。
また、それぞれB1-42-2、B1-52の区画から寸法出しをし、0.5cm空けてください。
- (2) 墓石の向きは東向きとしてください。
- (3) 専用面積は、小数点第2位を四捨五入して表示しています。
- (4) 募集番号㊧は自宅に親族の焼骨を保管し、埋蔵先を持っていないかたのみとし、お申込み時には火葬許可証の提示が必要となります。

募集番号



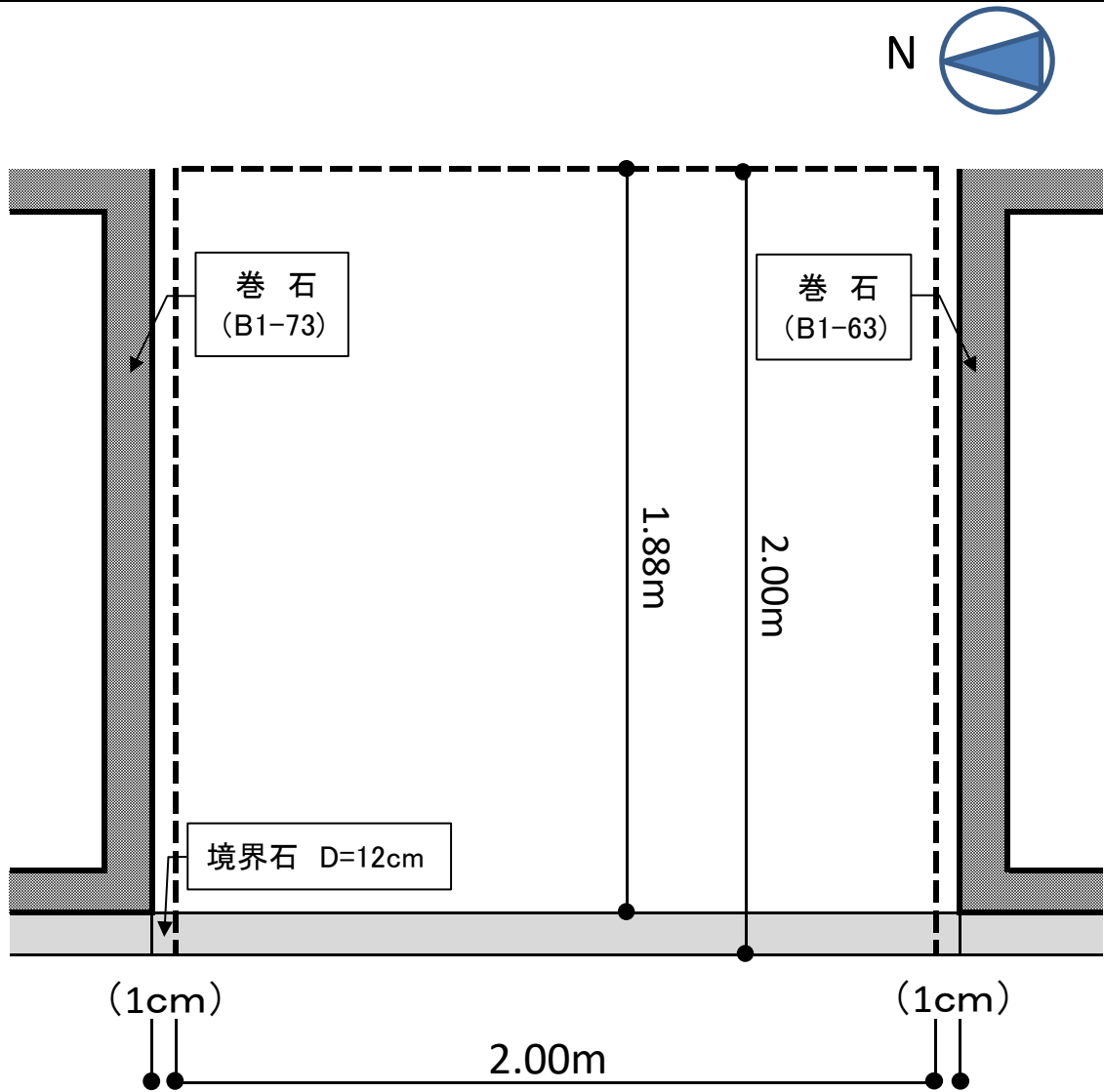
面積

4m²

区画名

B1-68-1

略図



面積等

面積表				
許可サイズ(m)	幅	2.00	許可面積(m ²)	4.0
	奥行き	2.00		
専用サイズ(m)	幅	2.00	専用面積(m ²)	3.8
	奥行き	1.88		

工作物設置の条件

- (1) 市が設置している境界石の内側に工作物を設置してください。
- (2) 墓石の向きは西向きとしてください。
- (3) 面積は、小数点第2位を四捨五入して表示しています。
- (4) 自宅に親族の焼骨を保管し、埋蔵先を持っていないかたのみとし、お申込み時には火葬許可証の提示が必要となります。

募集番号

カ

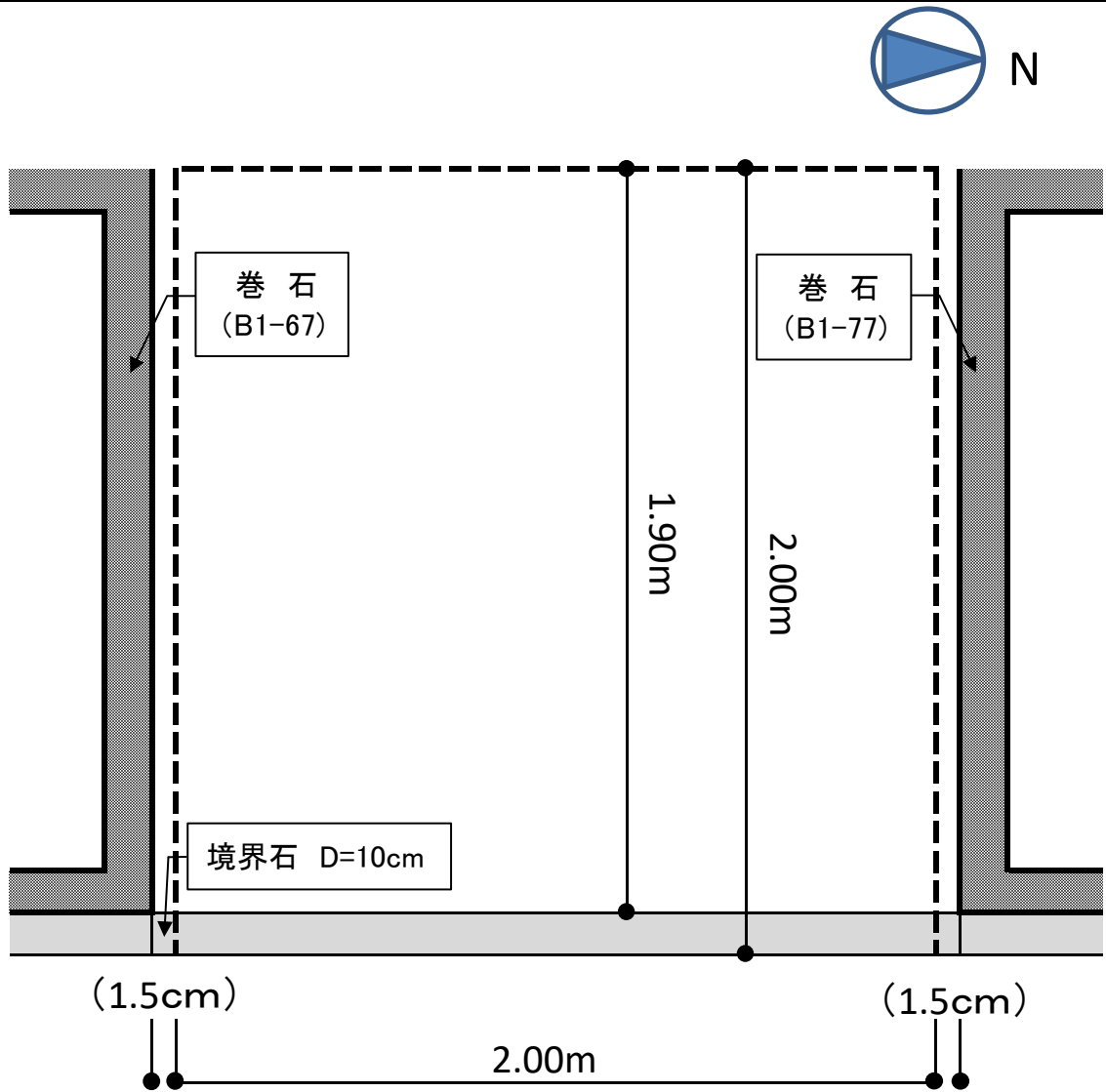
面積

4m²

区画名

B1-72-1

略図



面積等

面積表				
許可サイズ(m)	幅	2.00	許可面積(m ²)	4.0
	奥行き	2.00		
専用サイズ(m)	幅	2.00	専用面積(m ²)	3.8
	奥行き	1.90		

工作物設置の条件

- (1) 市が設置している境界石の内側に工作物を設置してください。
- (2) 墓石の向きは東向きとしてください。
- (3) 面積は、小数点第2位を四捨五入して表示しています。

募集番号



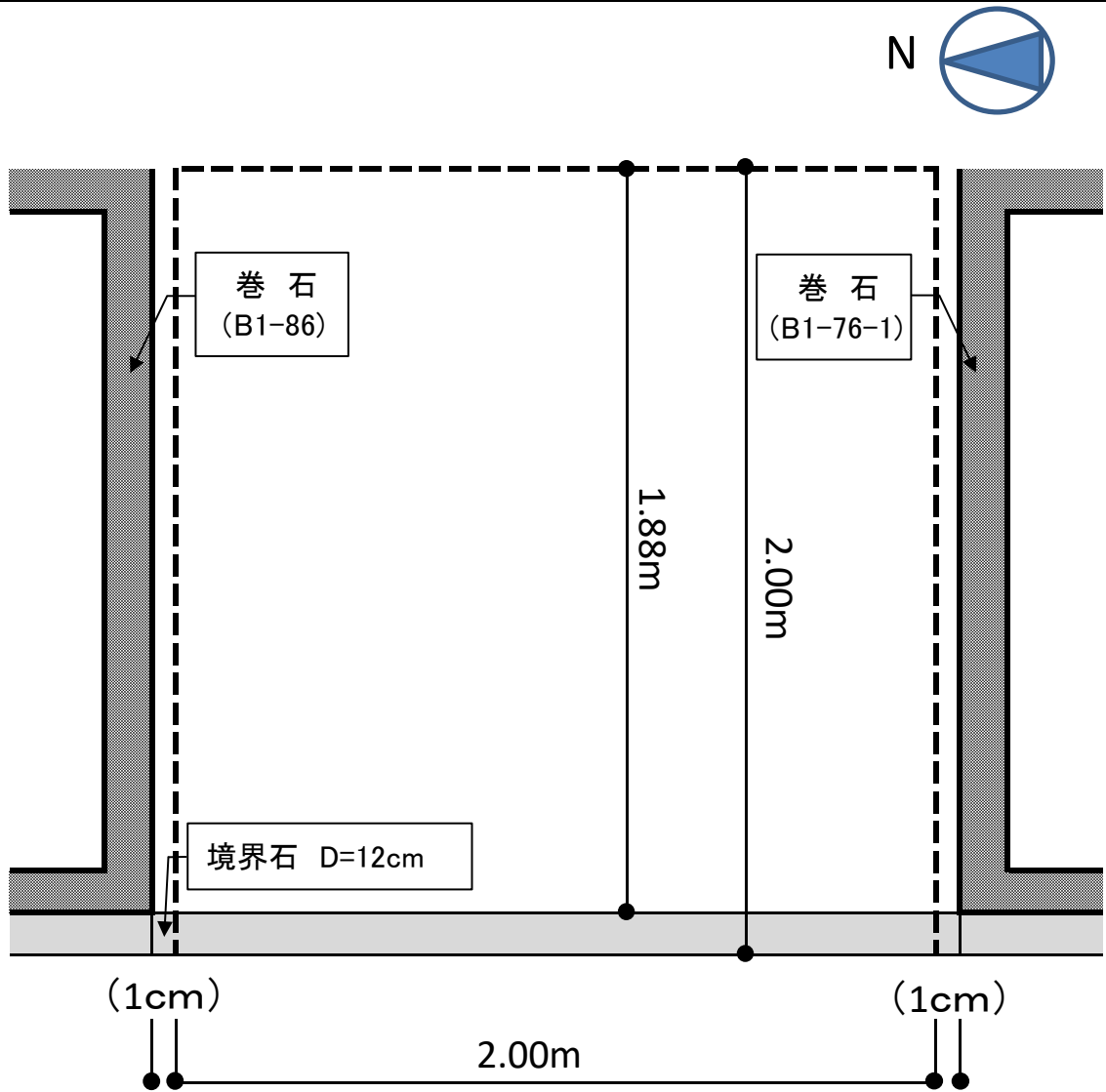
面積

4m²

区画名

B1-81-1

略図



面積等

面積表				
許可サイズ(m)	幅	2.00	許可面積(m ²)	4.0
	奥行き	2.00		
専用サイズ(m)	幅	2.00	専用面積(m ²)	3.8
	奥行き	1.88		

工作物設置の条件

- (1) 市が設置している境界石の内側に工作物を設置してください。
- (2) 墓石の向きは西向きとしてください。
- (3) 面積は、小数点第2位を四捨五入して表示しています。

募集番号

㊦㊧

面積

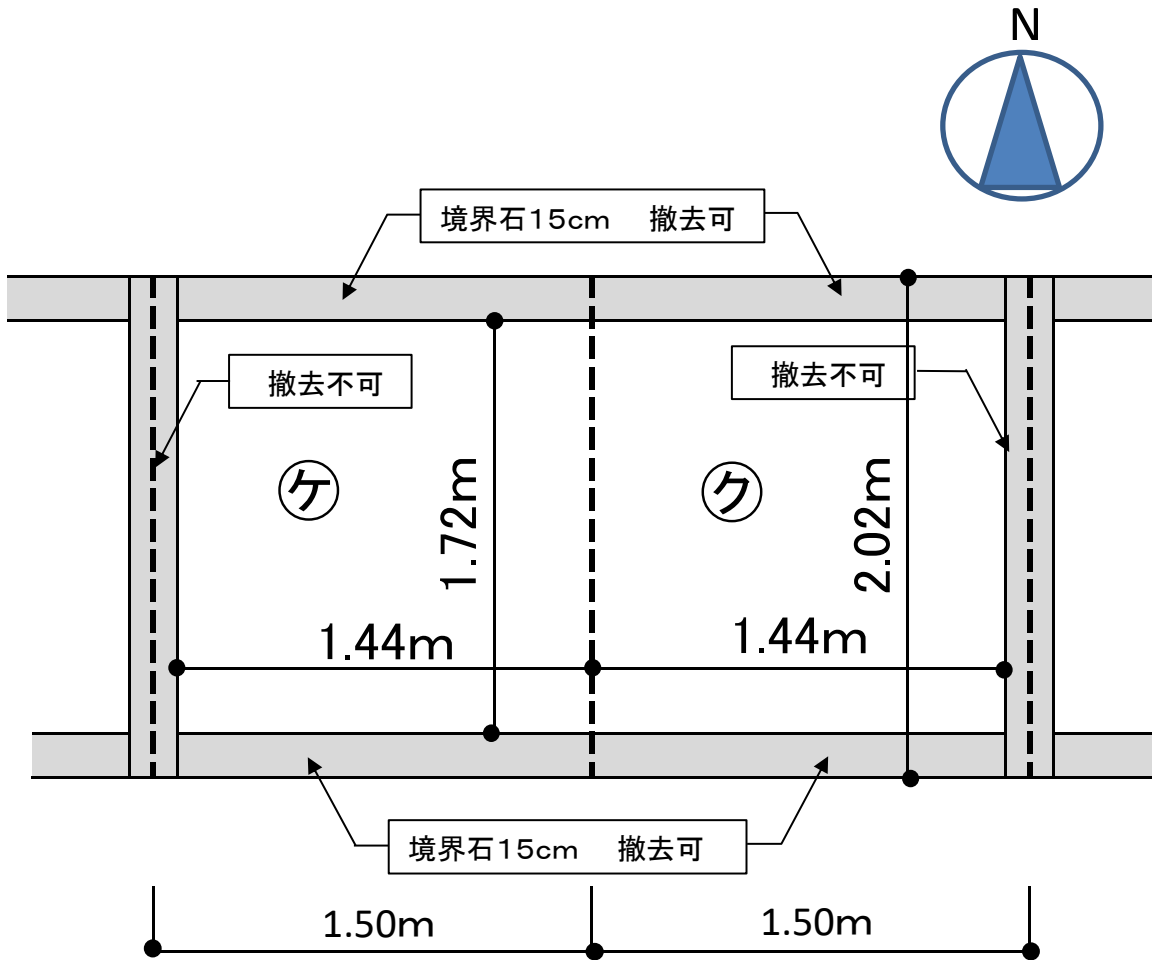
3㎡

区画名

㊦A3-10-1

㊧A3-10-2

略図



面積等

面積表				
許可サイズ(m)	幅	1.50	許可面積(㎡)	3.0
	奥行き	2.02		
専用サイズ(m)	幅	1.44	専用面積(㎡)	2.9
	奥行き	2.02		

工作物設置の条件

- (1) 市が設置している境界石は、市の許可を得ているもののみ撤去が可能です。
また、㊦、㊧区画の間にそれぞれ0.5cmの間隔をあけて工作物を設置してください。
- (2) 墓石の向きは南向きとしてください。
- (3) 専用面積は、小数点第2位を四捨五入して表示しています。
- (4) 募集番号㊦は自宅に親族の焼骨を保管し、埋蔵先を持っていないかたのみとし、
お申込み時には火葬許可証の提示が必要となります。

募集番号



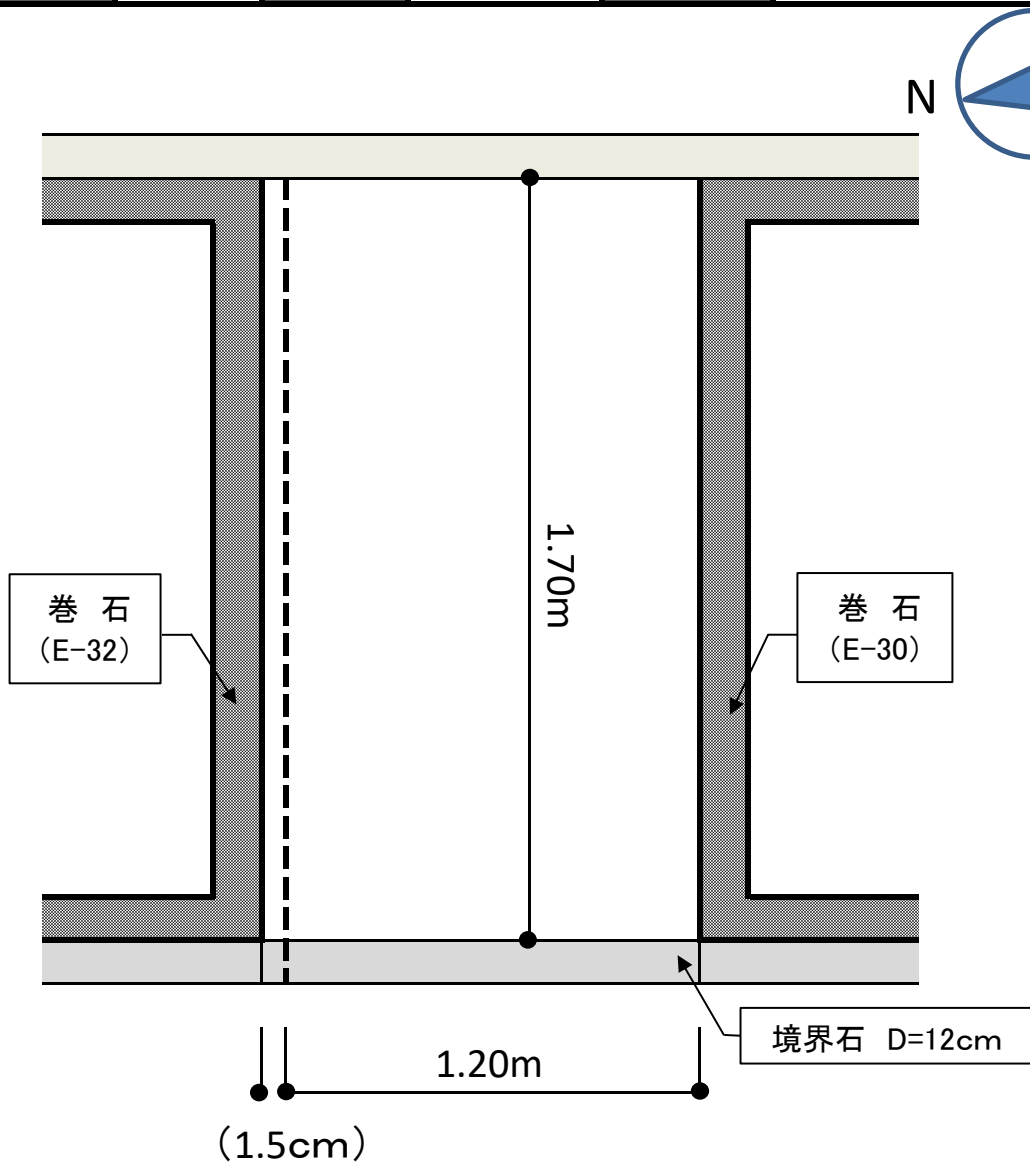
面積

2m²

区画名

E-31-1

略図



面積等

面積表				
許可サイズ(m)	幅	1.20	許可面積(m ²)	2.0
	奥行き	1.70		
専用サイズ(m)	幅	1.20	専用面積(m ²)	2.0
	奥行き	1.70		

工作物設置の条件

- (1) 市が設置している境界石の内側に工作物を設置してください。
また、E-32の巻石から1.5cmあけて設置してください。
- (2) 墓石の向きは北西向きとしてください。
- (3) 専用面積は、小数点第2位を四捨五入して表示しています。

募集番号



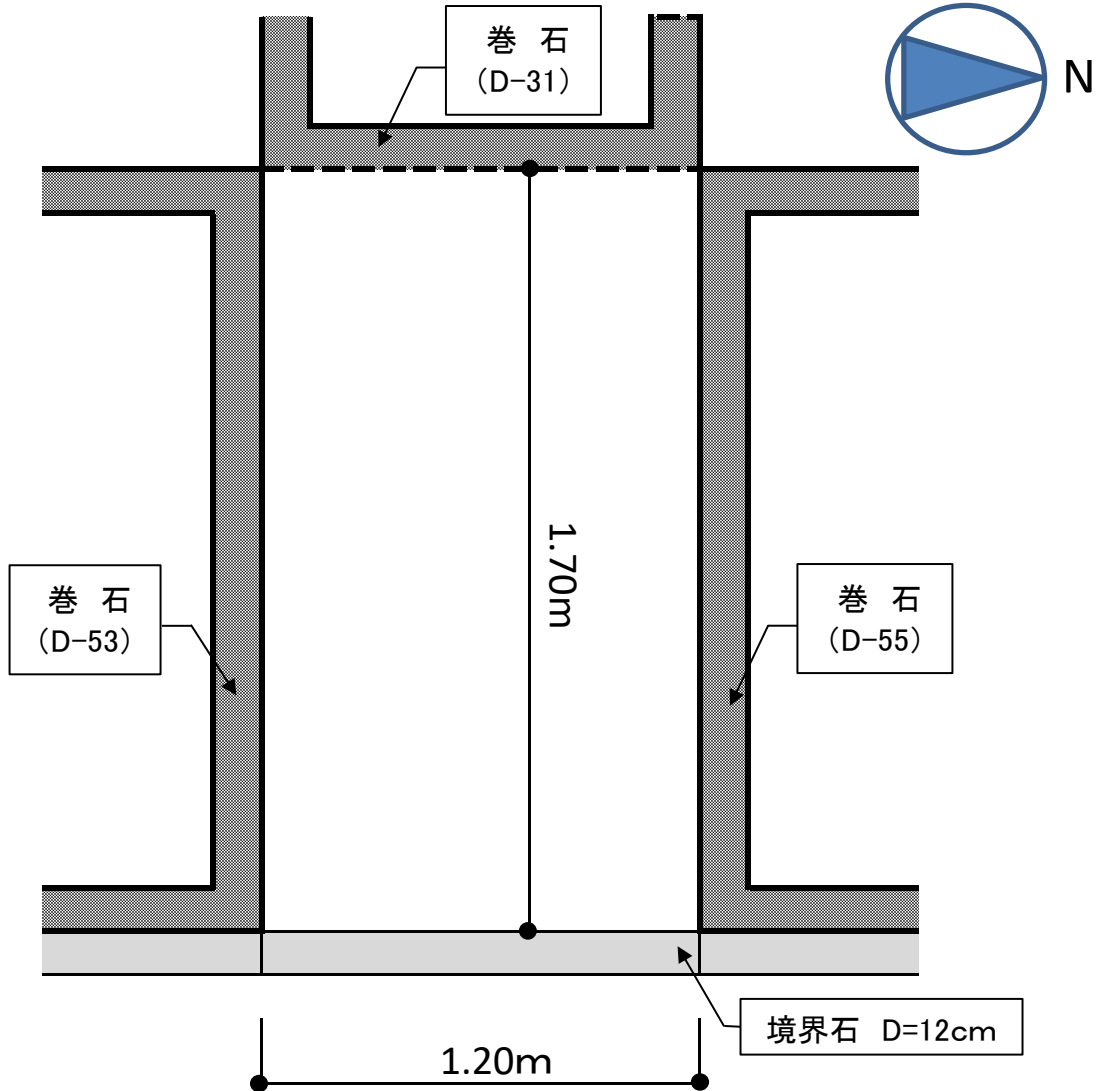
面積

2m²

区画名

D-54-1

略図



面積等

面積表				
許可サイズ(m)	幅	1.20	許可面積(m ²)	2.0
	奥行き	1.70		
専用サイズ(m)	幅	1.20	専用面積(m ²)	2.0
	奥行き	1.70		

工作物設置の条件

- (1) 市が設置している境界石の内側に工作物を設置してください。
また、D-31、D-53、D-55の巻石から1cmあけて設置してください。
- (2) 墓石の向きは東向きとしてください。
- (3) 専用面積は、小数点第2位を四捨五入して表示しています。

募集番号



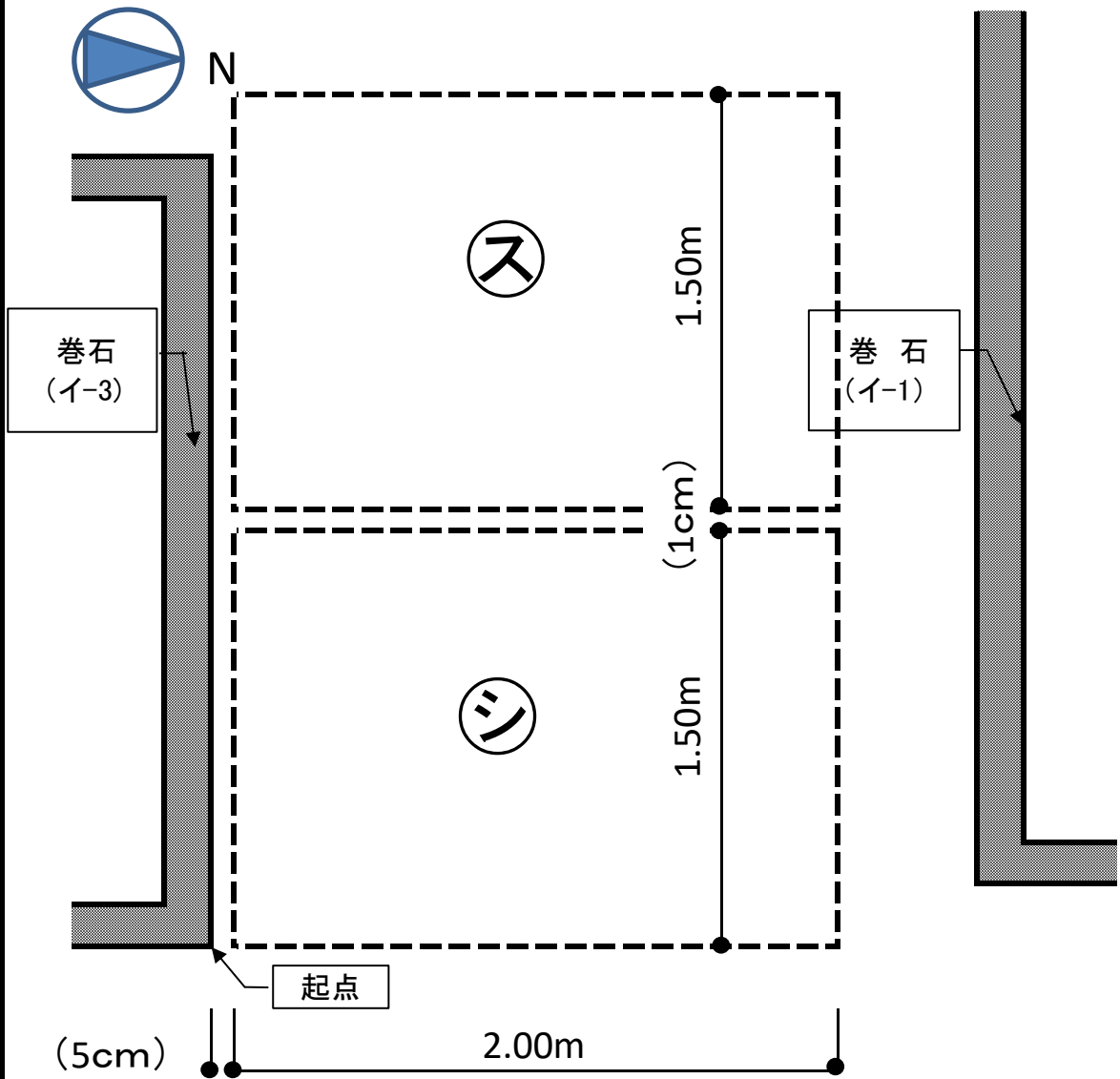
面積

3m²

区画名

①イ-2-1
②イ-2-2

略図



面積等

面積表				
許可サイズ(m)	幅	2.00	許可面積(m ²)	3.0
	奥行き	1.50		
専用サイズ(m)	幅	2.00	専用面積(m ²)	3.0
	奥行き	1.50		

工作物設置の条件

- (1) ①の墓石の向きは東向き②の墓石の向きは西向きとしてください。
- (2) 面積は、小数点第2位を四捨五入して表示しています。
- (3) 募集番号②は自宅に親族の焼骨を保管し、埋蔵先を持っていないかたのみとし、お申込み時には火葬許可証の提示が必要となります。

募集番号

㊟㊿㊿㊿

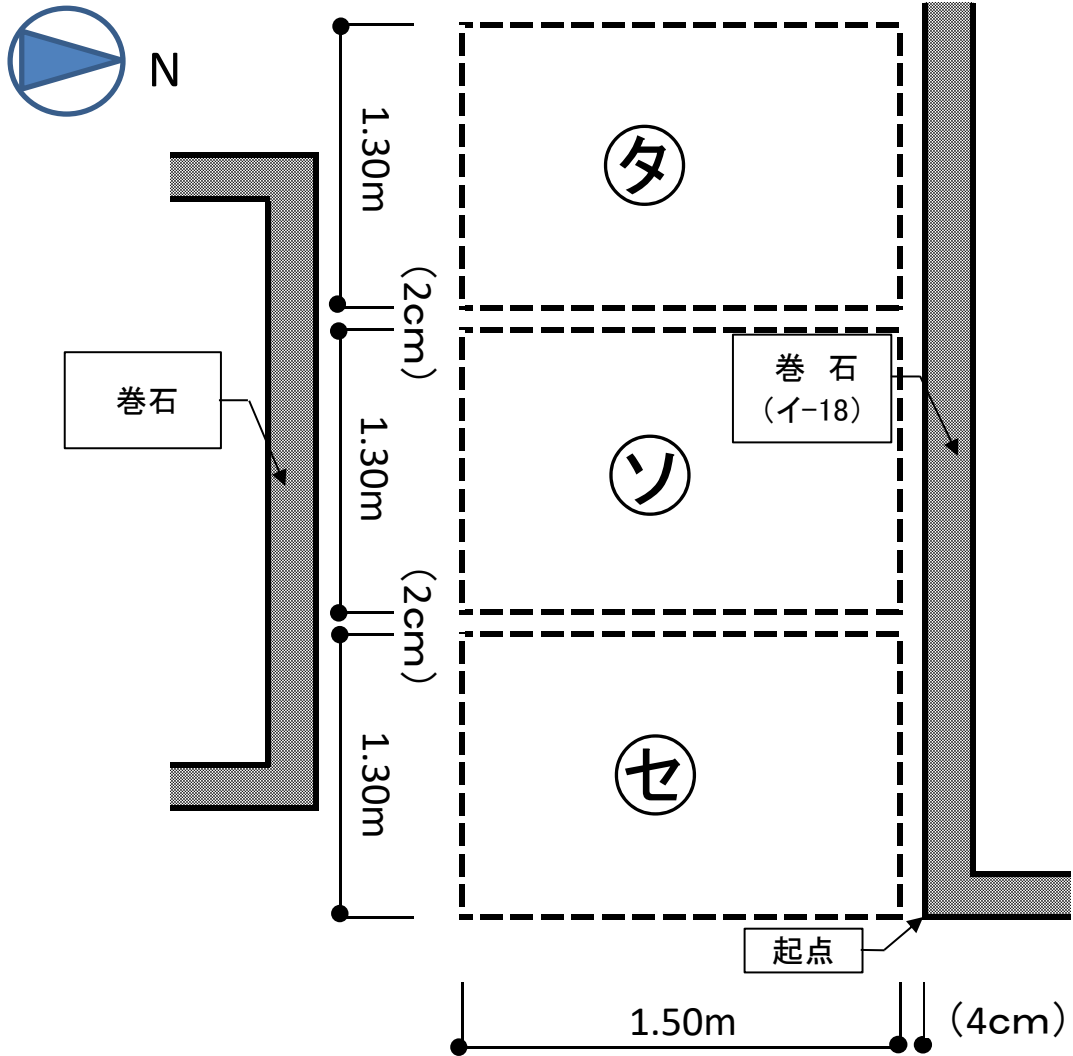
面積

2㎡

区画名

㊟イ-19-1
㊿イ-19-2
㊿イ-19-3

略図



面積等

面積表				
許可サイズ(m)	幅	1.30	許可面積(㎡)	2.0
	奥行き	1.50		
専用サイズ(m)	幅	1.30	専用面積(㎡)	2.0
	奥行き	1.50		

工作物設置の条件

- (1) 墓石の向きは南向きとしてください。
- (2) 面積は、小数点第2位を四捨五入して表示しています。
- (3) 募集番号㊿は自宅に親族の焼骨を保管し、埋蔵先を持っていないかたのみとし、お申込み時には火葬許可証の提示が必要となります。